利用許可申請をされる保護者の皆様へ

○令和９年５月１日以降利用開始希望の申請スケジュール

入所希望日	月前半（１日～15日）	月後半（16日以降）	夏休み（７月16日～８月31日）
受付期間	入所希望日の前月15日まで	入所希望日の前月末日まで	５月７日（金）～５月21日（金）
受付対象	全学年		
結果通知	概ね利用開始日の１週間前		令和９年７月上旬

○提出書類に不備がないか、もう一度確認してください。（書類はできるだけ保護者がご持参ください。）

申請書類一式

□令和９年度の申請書類であること　□利用許可申請書　□添付書類　□誓約書（重要事項確認書）

申請書で記入もれが多い箇所

（表）□時間延長事業申請の有無　□利用開始希望日（終了日）　□緊急連絡先及び送迎者
（裏）□利用予定曜日・時間・頻度　□児童の健康状態の全項目

○添付書類

申請理由	添付書類	注意点
就労	就労証明書	□保護者全員の証明が揃っていること □証明日が証明月を除く３回目の月末までであること
	【変則就労の場合】 シフト表又は勤務実績申出書	□直近１か月分であること □Ａ４サイズであること ※留守家庭であることを確認するため、適宜提出を求めることがあります。
	【自営業者・内職】 ①開業届 ②確定申告書Ｂ（第一表及び第二表） ③店舗の広告又は屋号や個人名が記載された売上や収支が分かる書類（契約書、請求書、領収書等の写しで直近３か月以内のもの）	□①②③のいずれかを完備すること ※株式会社、有限会社等の法人である場合は不要です。 ※③でご提出いただいた書類で実態が確認できない場合は、別の書類の提出をお願いすることがあります。
	【自営業専従者・家族従業者】 ④確定申告書Ｂ第二表（自営業主の確定申告書Ｂの事業専従者の箇所に手伝いの方の氏名が記載されているもの） ⑤タイムスケジュール（クラブ所定の様式）	□④⑤のいずれかを完備すること ※株式会社等の法人である場合は不要です。
疾病 ※申請理由が疾病で診断書を提出する場合、クラブ所定の様式で提出してください。姫路市ホームページ、こども総務課または各クラブで入手可能です。	診断書（クラブ所定の様式） 入院計画書等	□証明日が証明月を除く３回目の月末までであること □療養を要する期間がわかること
	障害者手帳の写し	□身体障害者手帳１、２級（肢体不自由のみ） 精神障害者保健福祉手帳１級 療育手帳Ａのいずれかであること
就学 （職業訓練も含む）	学生証・時間割 カリキュラム 選考の合格通知（決定通知）等	□在籍期間（訓練期間）が明記されていること □入学・入校前の場合は、合格通知（決定通知）の写しを合格（決定）後提出すること □１日のスケジュールが記載されていること
求職中	求職中の誓約書 （クラブ所定の様式）	□ひとり親家庭であること □利用許可期間は３か月です。同じ理由での更新はできません。
家族看護	診断書（クラブ所定の様式） 入院計画書等	□いずれかの書類を提出してください。 （診断書を提出する場合） □所定の様式であること □証明日が証明月を除く３回目の月末までであること
家族介護	診断書（クラブ所定の様式） 障害者手帳 介護保険被保険者証 介護サービスの利用票等	

※就労証明書及びクラブ所定の様式以外は写しでも受付可能です。